



(公印省略)

21久保第3559号
平成21年 8月17日

小郡三井医師会長殿

福岡県久留米保健福祉環境事務所長
久留米市保健所長

新型インフルエンザ（A/H1N1）に係るサーベイランス体制の強化について

日頃から、地域保健医療対策の推進にご協力いただきありがとうございます。

標記につきましては、先に（平成21年7月27日付、21保予第265号、久留米市保健所長通知）お知らせいたしていたところですが、今般、沖縄県で心臓疾患や慢性腎不全で人工透析を受けていた57歳の男性が、新型インフルエンザに感染し死亡する例が報道されたところです。

また、先週、久留米二次医療圏内の高校（明善高校）でも新型インフルエンザの集団感染が確認され、現在、それに関連して医療機関から高校生でインフルエンザと診断される患者の報告が続いております。

つきましては、貴医師会会員へ周知徹底していただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 インフルエンザ入院サーベイランスについて （別紙4）

現在、インフルエンザ入院サーベイランスによって、すべての医療機関において、医師は、インフルエンザ様症状を呈する患者があつて入院を要するものを確認した場合、所管の保健所に連絡を行うこととなっていますので、すみやかにご連絡いただきますようよろしくお願いします。

2 クラスター（集団発生）サーベイランスについて （別添1）

現在、クラスターサーベイランスによって、医師は、インフルエンザ様症状を呈する患者を診察し、問診等により、当該患者の属する施設において、新型インフルエンザ（A/H1N1）が集団的に発生している疑いがあると判断した場合、最寄りの保健所に連絡するとなっておりますので、ご連絡をいただきますようよろしくお願いします。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 毛利康茂
新型インフルエンザ対策委員会
会長 丸山 泉

部外秘 取り扱い注意

平成21年8月17日（月）17時
福岡県久留米保健福祉環境事務所

福岡県久留米保健福祉環境事務所管内の高校における新型インフルエンザの集団発生について

本日、当管内の学校で新型インフルエンザの集団感染が確認されましたので、現在の状況を取り急ぎお知らせします。業務の参考にしていただきますようよろしくお願いいたします。

なお、この情報につきましてはまだ公表されておきませんので、取り扱いについては十分ご注意くださいようよろしくお願いいたします。

1 施設名 福岡県立三井高等学校

2 概 要

平成21年8月15日（土）に、当該高校から複数の生徒がインフルエンザA型と診断されていると、福岡県久留米保健福祉環境事務所に連絡あり。

調査の結果、現在までに11名の患者が確認され、うち1名について確認検査（PCR 検査）を実施したところ、新型インフルエンザと確認された。

3 患者の発生状況

診断日	8月14日	8月15日	8月16日	8月17日	計
男 性	1	2	1	4	8
女 性	0	1	1	1	3
計	1	3	2	5	11

＊ 患者11名のうち生徒が10名、職員が1名である。

4 患者の状況

いずれも軽症で、自宅療養中。患者の居住地は、小郡市、三井郡、久留米市、朝倉市、糟屋郡である。

5 学校の対応

患者が所属する部活動を8月23日まで自粛予定である。

インフルエンザ入院サーベイランス

第1 目的

新型インフルエンザ（A／H1N1）と診断された入院患者の数及びその臨床情報を把握することにより、当該感染症による重症者の発生動向や病原性の変化等について推察、把握する材料とする。

第2 実施の概要

- 1 すべての入院医療機関において、医師は、インフルエンザ様症状を呈する患者であって入院を要するものを確認した場合（ただし、インフルエンザ迅速診断キットB型陽性である場合等、新型インフルエンザ（A／H1N1）であることが除外される場合を除く。）、所管の保健所に対し連絡を行う。また、当該医療機関においては、極力、患者の検体を採取しておくこととする。
- 2 当該連絡を受けた保健所は、患者の検体を入手し、地方衛生研究所に対してPCR検査を行うよう依頼する。
- 3 PCR検査が陽性だった場合、保健所は、患者の入院する医療機関に連絡し、患者の臨床情報を入手するとともに、速やかに都道府県、保健所設置市及び特別区（以下「都道府県等」という。）の本庁に報告する。
- 4 また、保健所は、患者の入院する医療機関と連携し、患者の臨床情報を、週に一度、原則として報告日の前日に更新するものとし、更新した最新の情報を火曜日（休日の場合はその翌営業日）までに、都道府県等の本庁に報告する。

第3 厚生労働省に対する連絡

1 都道府県等は、第2の3で入手した情報を、速やかに厚生労働省に対して報告することとする。

当該報告は、暫定的感染症サーベイランスシステム（iNESID）で行うものとする。

2 都道府県等は、第2の4で入手した情報を、速やかに厚生労働省に対して報告することとする。

当該報告は、暫定的感染症サーベイランスシステム（iNESID）で行うものとする。

第4 実施時期

通年、実施することとするが、新型インフルエンザ（A／H1N1）を含むインフルエンザの感染が相当程度拡大し、患者数が多くなった時期には、上記の運用方針（報告方法、報告様式等）について、適時に見直しを行う。その具体的な時期については、おって連絡することとする。

第5 その他

1 第2の2で地方衛生研究所が検査を行うに際しては、PCR検査に加えてウイルスの分離・同定を行うことも検討することとする。

2 本サーベイランスにおいて報告の対象となるインフルエンザ様症状を呈する患者であって入院を要するものとは、すなわち、一定程度以上の重症患者である。

クラスター（集団発生）サーベイランス

第1 目的

新型インフルエンザ（A／H 1 N 1）について、放置すれば大規模な流行につながる可能性がある集団的な発生を早期に把握する。

第2 実施の概要

1 新型インフルエンザ（A／H 1 N 1）の集団発生の端緒の把握

- (1) 保健所は、医師、学校の設置者、社会福祉施設等の施設長等からの連絡により、同一の集団（学校、学習塾、社会福祉施設、医療施設、職場等）において、新型インフルエンザ（A／H 1 N 1）の集団的な発生が疑われる事例を把握する。

ア 医師からの連絡

医師は、インフルエンザ様症状を呈する患者を診察し、問診等により、当該患者の属する施設において、新型インフルエンザ（A／H 1 N 1）が集団的に発生している疑いがあると判断した場合、最寄りの保健所に連絡する。（参照）

- ・ 平成21年 7 月22日健感発0722第 2 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知「新型インフルエンザ（A／H 1 N 1）に係る症例定義及び届出様式等について」

イ 学校の設置者からの連絡

学校の設置者は、インフルエンザに感染し、若しくはその疑いがある者に対し出席停止が行われた場合又は臨時休業の措置が行われた場合、保健所に連絡する。また、それ以外の場合でも、同一集団（原則として同一学級又は部活動単位等）で7日以内にインフルエンザ様症状による2名以上の欠席者（教職員を含む。）が発生した場合、迅速に、保健所に対して情報伝達を行う（別紙1 参照）。

（参照）

- ・ 平成21年 6 月26日 文部科学省高等教育局教育企画課長事務連絡「新型インフルエンザに関する対応について（第9報）」
- ・ 平成21年 6 月26日 文部科学省高等教育局私学部私学行政課/スポーツ・青少年局学校健康教育課事務連絡「新型インフルエンザに関する対応について（第8報）」

ウ 社会福祉施設等の施設長等からの連絡

社会福祉施設等の施設長等は、入所者、利用者、職員等において、インフルエンザ様症状を有する者の発生後 7 日以内に、その者を含め 2 名以上が、医師の診察を受けたうえで新型インフルエンザ（A／H 1 N 1）の感染を強く疑われた場合、保健所に連絡する（別紙 2 参照）。

（参照）

- ・ 平成21年 6 月30日厚生労働省健康局結核感染症課/雇用均等・児童家庭局総務課/社会・援護局福祉基盤課/社会・援護局障害保健福祉部企画課/老健局総務課 事務連絡「社会福祉施設等における新型インフルエンザに係るクラスター（集団発生）サーベイランスの協力について」

- （2）連絡を受けた保健所は、都道府県、保健所設置市又は特別区（以下「都道府県等」という。）の本庁に報告を行うとともに、地方衛生研究所に P C R 検査の実施を依頼し、（1）で把握した集団発生が新型インフルエンザ（A／H 1 N 1）によるものであるかどうかを把握する。

2 新型インフルエンザ（A／H 1 N 1）の集団発生の規模の特定

都道府県等は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第12条の規定に基づく医師の届出により、新型インフルエンザ（A／H 1 N 1）の集団発生が確認された施設に属する患者の発生数等の情報を把握する。

第3 厚生労働省に対する報告について

1 新型インフルエンザ（A／H 1 N 1）の集団発生に係る情報の報告

都道府県等は、当分の間、法第12条の規定に基づく医師からの届出を、国に対し、F A X等により、直ちに報告することとする。

2 その他クラスターサーベイランスの実施状況に係る情報の報告

- （1）都道府県等は、次に掲げる情報を、1 週間分（月曜日から日曜日まで）集計し、翌週の火曜日（休日の場合はその翌営業日）までに報告することとする。

ア 第2の1の(1)で把握したインフルエンザ様症状を呈する患者の集団発生に係る情報

イ 第2の2で把握した新型インフルエンザ（A／H1N1）の集団発生に係る情報

ウ 都道府県等において臨時休業の要請を行い、実際に臨時休業した施設数

(2) (1)の報告は、暫定的感染症サーベイランスシステム（iNESID）で行うものとする。

第4 実施時期

- 1 新型インフルエンザ（A／H1N1）を含むインフルエンザの感染が相当程度拡大するまでの間、実施する。その具体的な時期については、おって連絡することとする。
- 2 なお、新型インフルエンザ（A／H1N1）を含むインフルエンザの感染が相当程度拡大した後、感染拡大の早期探知のための集団発生の把握は中止するが、各自治体において、ウイルスの感染性や病原性の変化を把握するため、一部の集団発生について疫学調査や確認検査を行うことは差し支えない。

第5 その他

- 1 第2の1の(1)の検査の結果、新型インフルエンザ（A／H1N1）が陽性であった場合、地方衛生研究所は、感染症サーベイランスシステム（NESID）の「病原体検出情報システム」における病原体個票及び集団発生病原体票にデータを登録する。
- 2 第2の1の(1)で地方衛生研究所が検査を行うに際しては、PCR検査に加えてウイルスの分離・同定を行うことも検討することとする。